

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 那須塩原市 | 東那須野地区（沼野田和） | 令和3年3月26日 | 年 月 日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|------|
| ①地区内の耕地面積 | 92ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 85ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 23ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 12ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 4ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 9ha |

2 対象地区の課題

集落内の中心経営体数は2経営体あるが、労働力面において規模拡大は難しい状況である。担い手が十分確保されているとは言えない。現時点でも集落外の中心経営体3経営体に貸し付けているのが実態である。近隣集落には数多くの中心経営体が存在しており、これらを受け手として考慮する必要がある。

他方、農地は分散錯圃している箇所が多く、農作業の効率を悪くしているほか、農道も狭く湾曲箇所が多い。さらに排水路がないため、作物生産に支障をきたすことが多いなど、圃場条件の改善整備が必要である。

【参考】中心経営体数（ ）は認定農業者数：佐野6（16）、三本木7（8）、木曾畑中2（5）、下中野5（10）

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、当集落内の中心経営体である認定農業者の2個人（経営体）及び意欲のある農業者が担うほか、入作を希望する近隣集落の中心経営体及び認定農業者等の受け入れによって対応していく。

※認定農業者になっていない、2農家が利用権を設定し集落内の農地を借り受けているため、賃借の更新を見据えて、記述を加えておくよう配慮したい。実際にこの2農家に意見を聞いたところ、配慮願いたいとのことであった。認定農業者の申請を行ったが、目標所得に届くような複合経営は困難との考えで認定されなかった（又は申請を取り下げた）経緯有り。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構（農地バンク）の活用

農地の集約化を図るため、農地所有者は、原則として農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付ける。
 また、リタイヤ及び経営転換する農業者は、原則として農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付ける。
 担い手の分散錯圃の解消のため利用権を交換するときは、原則として農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付ける。

作物生産に関する取り組み

米、麦など土地利用型作物に加え、収益性の高い園芸作物の生産に取り組み、経営の複合化を進める。
 また、飼料自給率の向上と農地の高度利用に取り組み、飼料作物生産の振興を図る。

基盤整備

分散錯圃の解消、圃場の大区画化、農道改良、排水路の新設など圃場条件の改善の必要性が以前より高まっており、圃場整備について、推進できるよう検討を進める。